

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

(立地環境)

当会は、神奈川県西部の中井町・大井町・松田町・開成町の、足柄平野1市5町のうちの4町がエリアである。

中井町は大磯丘陵の北西部にあり、町域の3分の1は山林で、丘陵地の中の川沿いに農地と市街が位置している。町西部には中村川が、町東部には葛川が町を縦断する。

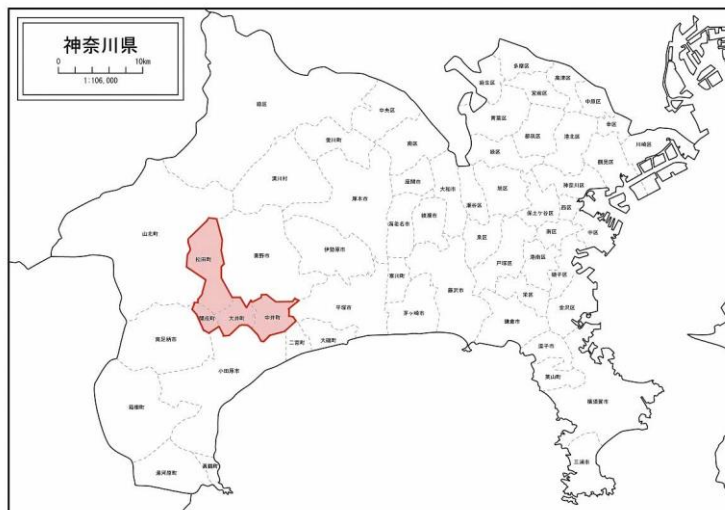
大井町・松田町・開成町は、酒匂川を中心とした平野部を中心とした町である。

大井町は、酒匂川を西端に、町中央部から南部は平地で水田が広がり、小田原市へ延びる国道255号線沿いに市街が形成されている。町北東部・東部は大磯丘陵に繋がる丘陵地帯である。

松田町は、西南の酒匂川を境に、川音川、中津川及び支流が町の概要をなす地域である。北部は西丹沢山地があり、その南部を流れる中津川領域に寄地区が位置する。その下流の川音川の南東に神山地区が、町南部に平野部があり市街を形成している。

開成町は、町全体が平野部に位置し、町東部に酒匂川が流れる地である。町南部・中部に市街が形成されている。

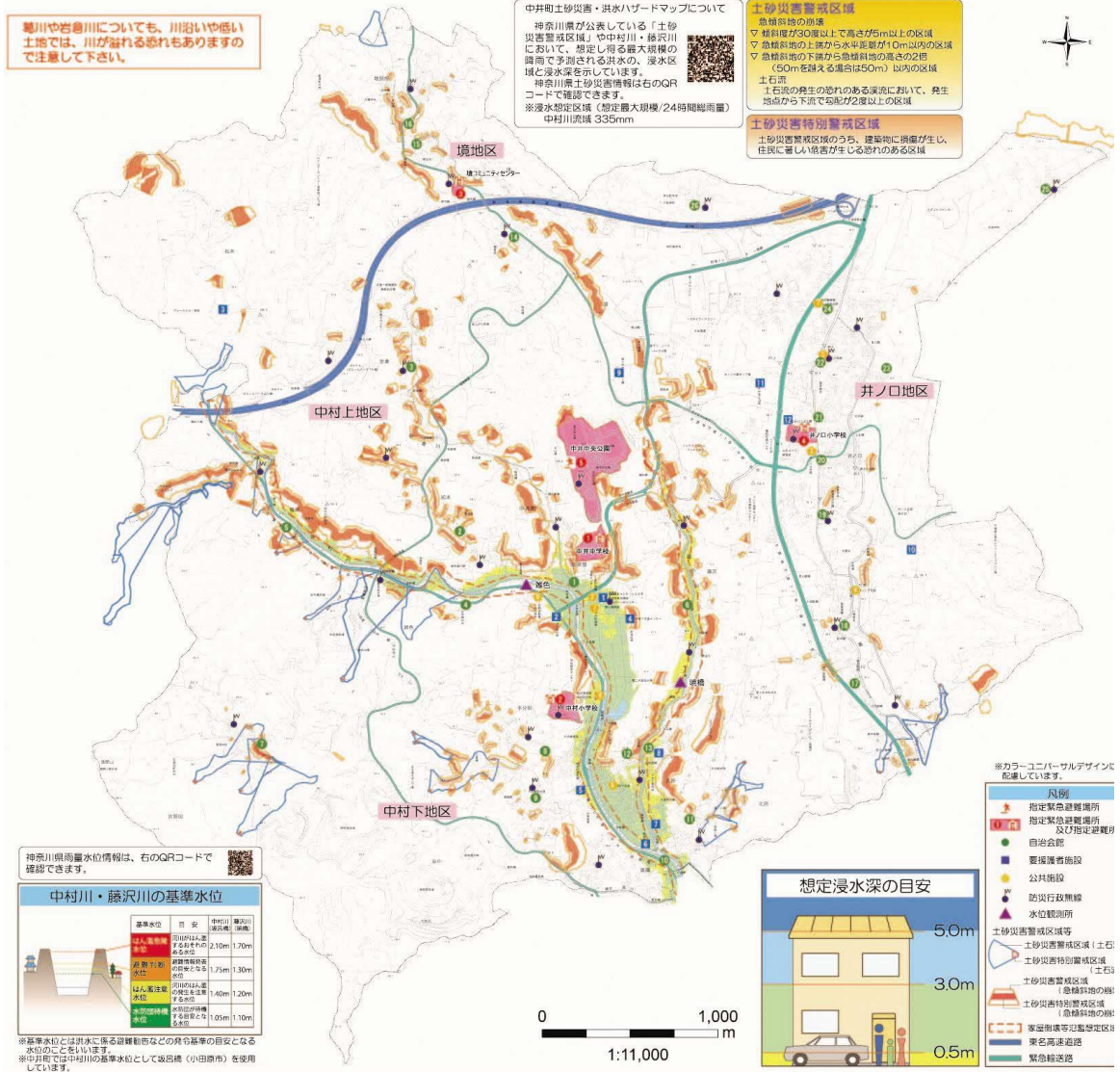
産業構造は、従業者数割合では、中井町は第1次産業5.7%・第2次産業40.3%・第3次産業44.4%、大井町は第1次産業0.6%・第2次産業14.8%・第3次産業84.6%、松田町は第1次産業0.5%・第2次産業15.7%、第3次産業83.8%、開成町は第1次産業0.4%・第2次産業13.5%・第3次産業86.1%の割合（令和2年中井町統計書・その他平成28年経済センサス活動調査結果より）である。



(土砂災害・洪水：ハザードマップ)

① 中井町

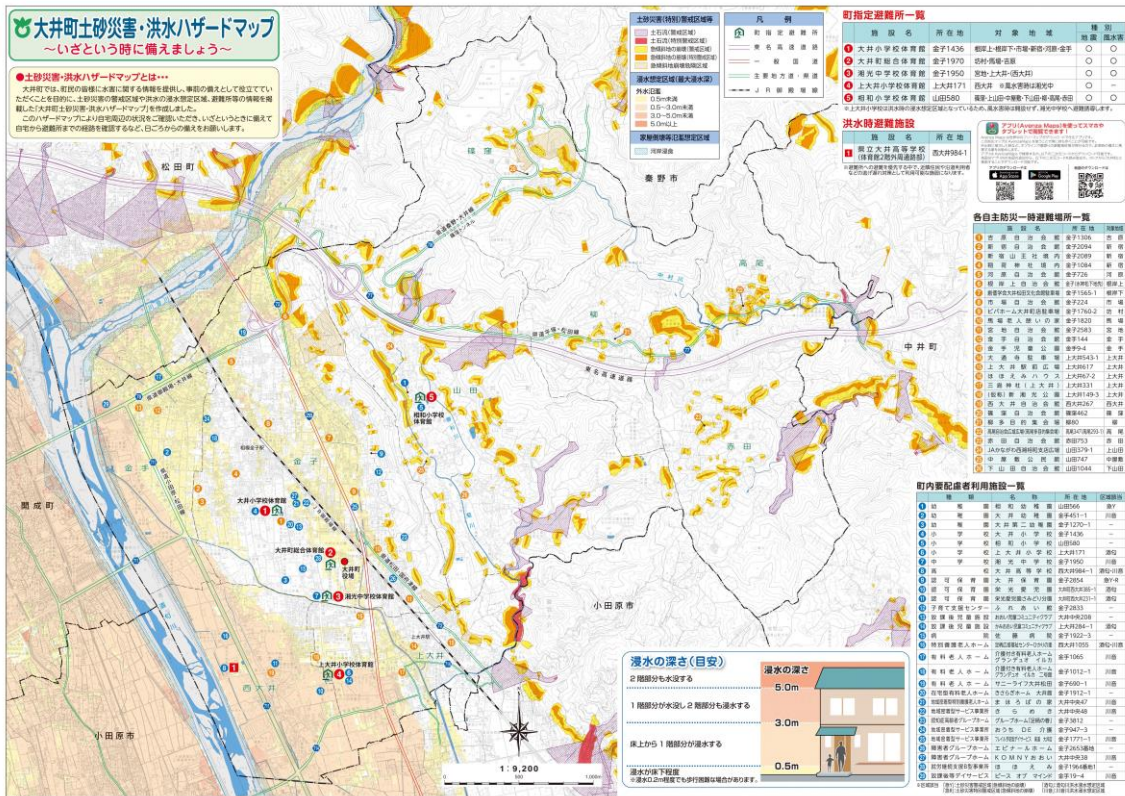
想定する最大規模等の降雨により河川が氾濫した場合、町西部の中村川流域にある北田・比奈窪の市街は最大3mの浸水が想定される。この地域は小売業・飲食業に加え、建設業や関連業種、製造業などがあり、被災が想定される。また丘陵地であるため、中村川およびその支流沿いを中心に土砂災害（急傾斜地の崩壊）も想定され、支流沿いには事業所は少ないものの被災が想定される。



## ② 大井町

平野部は酒匂川の氾濫により、金手地区や西大井地区～上大井地区にかけて3m未満（一部5m未満）の浸水が想定される。この地域には事業所は少ないものの、電子機器の大企業があり、被災が想定される。また町内平野部である国道255号線沿いに0.5m未満の浸水が想定されており、通り沿いの小売店・飲食店・量販店の被災が想定される。

丘陵部は、一部に急傾斜地崩壊危険区域があるほか、土石流および急傾斜地の崩壊が想定される地域が点在している。丘陵部の自宅を事業所とする事業所の被災が想定される。



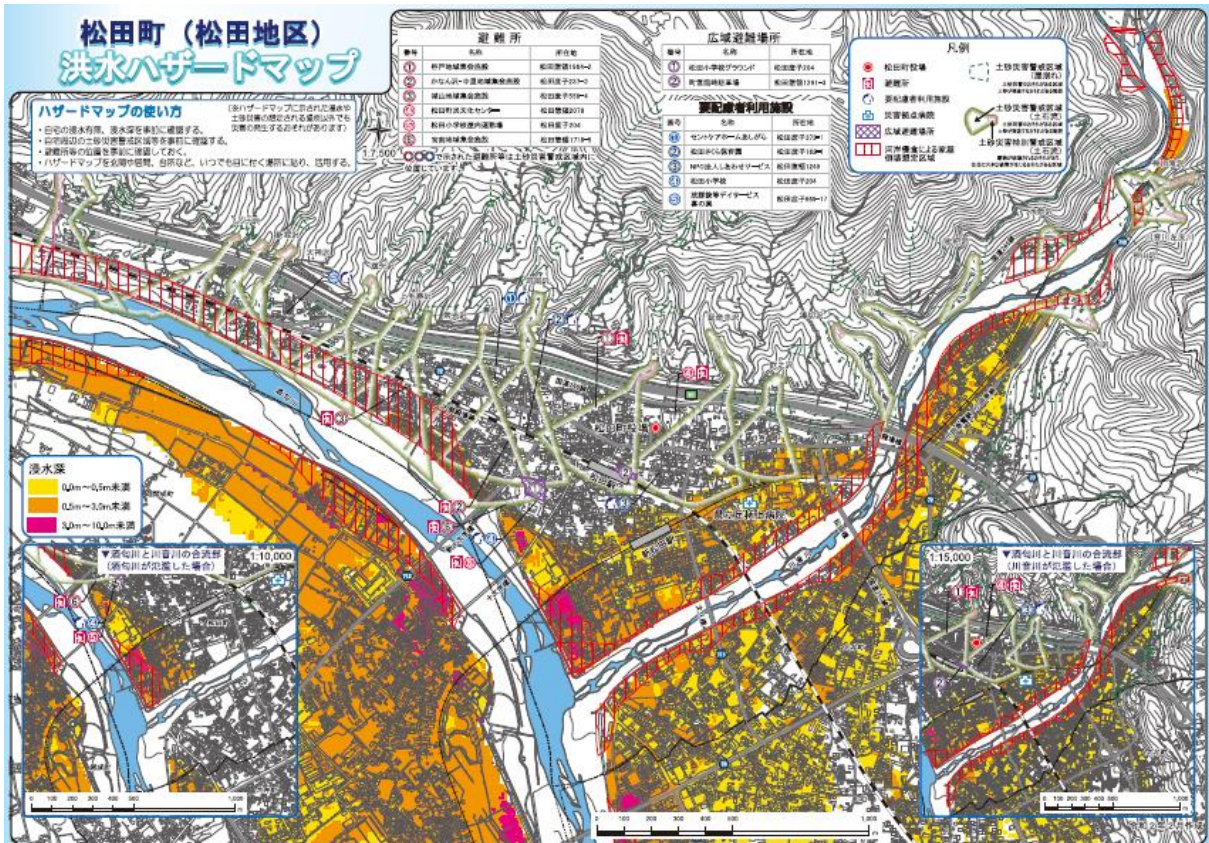
### ③ 松田町

松田地区の平野部は酒匂川および川音川の氾濫による浸水で、町の市街の半分ほど浸水が想定される。特に注意が必要なのは酒匂川と川音川の合流部で、3～10m未満の浸水が想定される地域があるほか、市街にわたって0.5m～3m未満の浸水が想定されている。この地域は、新松田駅前を中心に商店街が形成されており、小売業・飲食業を中心に浸水による否定が想定される。山北町～町市街部にかけての酒匂川左岸沿いは、河岸浸食による家屋倒壊も想定されている。

山に近い町北側の平野部においては、各所が土砂災害警戒区域（土石流）となっており、JR松田駅を中心に形成される仲町商店街はじめ商店街を形成する飲食店・小売店に大きな被害が生じる恐れもある。

寄地区においては、浸水においては虫沢川の一部に若干想定されており、また中津川沿いは河岸浸食による家屋倒壊が想定されている。弥勒寺をはじめとする古くからの住居の多い地域は地盤が安定しているものの、地区全体が山間部であるため沢周辺が土砂災害警戒区域（土石流）であり、沢下流に位置する住居などに土砂災害の恐れがある。沢周辺は平地で住宅兼事業所が多く、寄地区の殆どの産業の被災が想定される。

#### ■ 松田地区



■ 寄地区

# 松田町（寄地区） 洪水ハザードマップ

## ハザードマップの使い方

- 自宅の浸水有無、浸水深を事前に確認する。
- 自宅周辺の土砂災害警戒区域等を事前に確認する。
- 避難所の位置を事前に確認しておく。
- ハザードマップを玄関や廊下、台所など、いつでも目につく場所に貼り、活用する。

(※ハザードマップに示された浸水や土砂災害の想定される場所以外でも災害の発生するおそれがあります)

## 浸水深

- 0.0m～0.5m未満
- 0.5m～3.0m未満
- 3.0m～10.0m未満

**凡例**

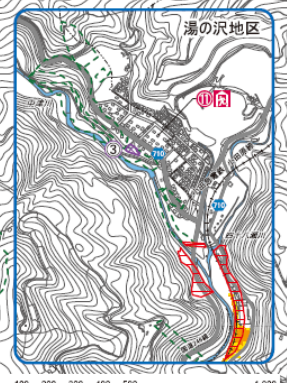
- 寄出張所
- 避難所
- Ⓜ 要配慮者利用施設
- Ⓜ 災害拠点病院
- Ⓜ 広域避難場所
- Ⓜ 河岸侵食による家屋倒壊想定区域
- Ⓜ 土砂災害警戒区域（崖崩れ）
- Ⓜ 土砂災害警戒区域（土石流）
- Ⓜ 土砂災害特別警戒区域（土石流）

○●○で示された避難所等は土砂災害警戒区域内に位置しています。

避難所		
番号	名称	所在地
①	土佐原公民館	寄2867
②	大寺地域集会施設	寄4618
③	宇津茂地域集会施設	寄3214
④	中山地域集会施設	寄3324
⑤	寄小学校屋内運動場	寄2549
⑥	寄幼稚園	寄2505
⑦	弥勒寺多目的集会施設	寄2282-1
⑧	宮地多目的集会施設	寄5065
⑨	虫沢地域集会施設	寄6420
⑩	壺沼地域集会施設	寄718
⑪	湯の沢児童センター	寄121-24

広域避難場所		
番号	名称	所在地
①	寄小学校グラウンド	寄2540
②	旧焼却場跡地	寄6942
③	湯の沢西公園	寄130-8

要配慮者利用施設		
番号	名称	所在地
①	グループホームみやまの里	寄4165
②	寄幼稚園	寄2505
③	寄小学校	寄2540

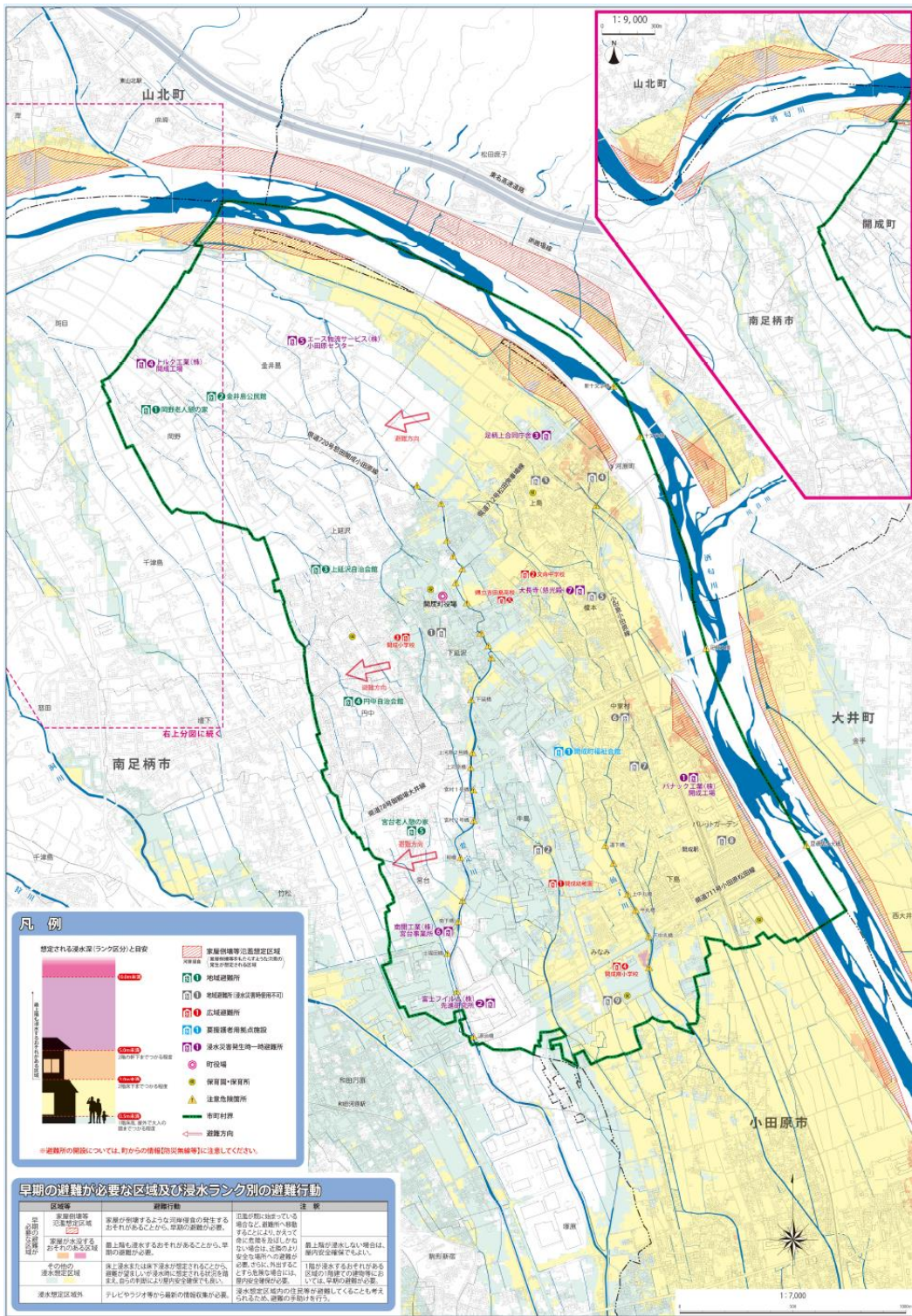


湯の沢地区

0 100 200 300 400 500 1,000 m  
令和2年2月作成

④ 開成町

町全体が平野で酒匂川に隣接しており、想定最大降雨時には町半分が浸水すると想定される。そのうち酒匂川に近い上島・榎本・中家村・パレットガーデン・下島・みなみ地区は3m未満の浸水が、河川近くでは家屋倒壊をもたらす氾濫の発生も想定されている。浸水が想定される地域には、量販店を含む小売業・飲食業のほか、製造業及び研究施設があり、また人口も多い地域であることから大きな浸水被害が想定される。



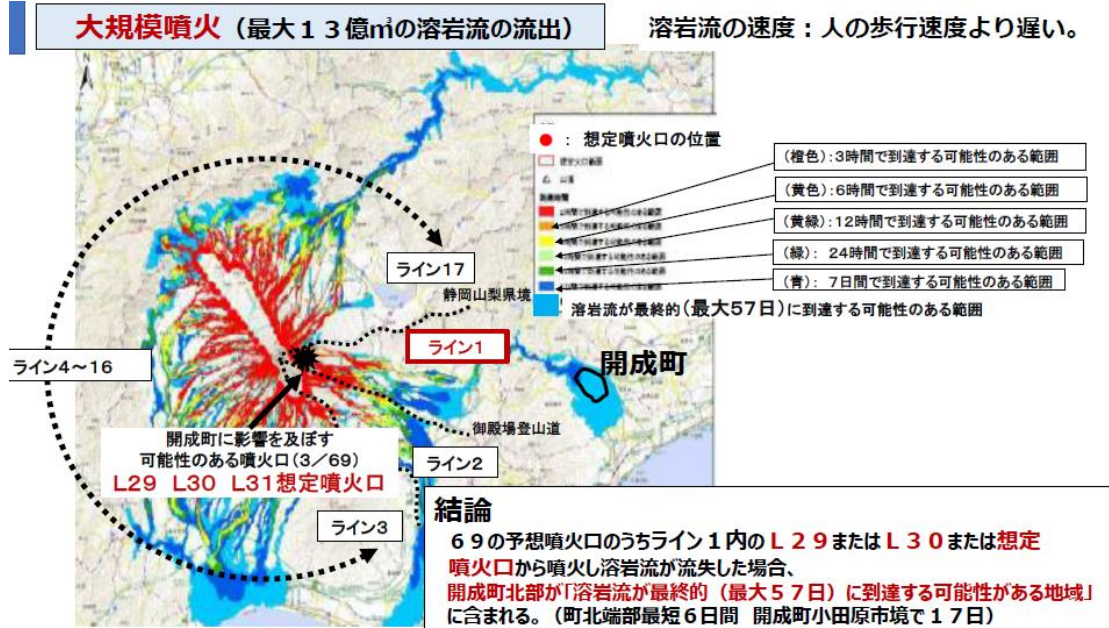
(地震被害)

当管内で想定される大地震は次のとおり。

想定地震	説明	想定震度	建物被害 (全壊)				建物被害 (半壊)			
			中井	大井	松田	開成	中井	大井	松田	開成
東海地震	駿河湾を震源域とする M8 クラスの地震	5弱 ～ 6弱	120	0	0	0	530	50	30	20
神奈川県西部地震	神奈川県西部を震源域とする M7 クラスの地震	5強 ～ 6強	140	50	10	30	600	550	210	310
神奈川県東部地震	神奈川県東部を震源域とする M7 クラスの地震	4 ～ 5強	0	-	-	-	10	-	-	-
神縄・国府津-松田断層帯地震	断層域を震源域とする M7.5 クラスの地震	6弱 ～ 7	1780	-	-	-	1540	-	-	-
大正型関東地震	相模湾を震源域とする M8.2 クラスの地震	6強 ～ 7	3100	3670	2270	2530	1270	1410	1080	1100
都心南部直下地震	M7.3 クラスの地震		-	0	-	0	-	100	-	50
三浦半島断層群の地震	M7 クラスの地震		-	0	-	0	-	0	-	0
南海トラフ巨大地震	M9 クラスの地震		-	20	-	0	-	170	-	60

(富士山ハザードマップ)

富士山が大規模噴火(最大 13 億 m<sup>3</sup>の溶岩流を流出)した場合、69 の予想噴火口のうち足柄平野へ影響を及ぼす可能性のある想定噴火口 (L29・L30・L31) から噴火し、溶岩流が流出した場合、足柄平野に溶岩流が到達するエリアは下図の通りで、開成町を中心に足柄平野に広く分布している。中井町は火山灰の被害が想定されている。



(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当エリアにおいても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

## (2) 商工業者の状況

当会管内の商工業者の状況は次のとおりである。

※中小企業庁平成30年11月30日公表資料・平成28年経済センサス活動調査とりまとめより

- ・商工業者数 **2320社**
- ・うち、小規模事業者数 1498社

〈内訳〉各町の産業分類別事業所数

区分	中井町	大井町	松田町	開成町
農林漁業	10	4	2	4
鉱業、採石業、砂利採取業	4	1	-	-
建設業	71	81	47	52
製造業	77	41	20	33
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	1	-
情報通信業	4	1	5	4
運輸業	30	22	9	12
卸売・小売業	98	158	98	131
金融・保険業	2	6	9	7
不動産業、物品賃貸業	34	108	118	144
学術研究、専門・技術サービス業	10	22	20	17
宿泊業・飲食サービス業	22	89	84	71
生活関連サービス業、娯楽業	29	52	42	55
教育、学習支援業	5	13	12	29
医療、福祉	23	46	31	58
複合サービス事業	4	4	4	2
サービス業(他に分類されないもの)	30	39	29	30
	453	687	531	649

※ 平成28年経済センサスより

### 1) 中井町の商工業の特性

町北部に東名高速道路秦野中井ICがあり、都心から約1時間弱ほどと近い地にありながら、自然が豊かな丘陵地で、農作物の栽培が盛ん。現在、ブランド化推進事業や「なかい里都まちCAFE」で交流の推進などを実施し、地域活性化に取り組んでいる。また、高速道路ICがあることを活用して多くの大手企業の誘致活動に成功。IC近くで工業団地化されている。町内の小規模事業者は、小売業や卸売業、建設業が多い。

### 2) 大井町の商工業の特性

国道沿いには大手チェーン店が立ち並び、その隙間を埋めるように小規模事業者の店舗が並ぶ。また、建設業、卸売・小売業、不動産業・物品貸借業・飲食サービス業が多い。

足柄上地域で唯一、酒類製造業の日本酒醸造を手掛ける会社が2社ある町で、町は「乾杯条例」を整備して、地域振興に取り組んでいる。



### 3) 松田町の商工業の特性

小田急線新松田駅と JR 御殿場線松田駅を軸とした商人の町。かつては交通の要衝であったため町内に3つの商店街があって賑わっていたが、モータリゼーションの発達に伴って衰退し、現在では商店街組織が消滅、一部シャッター街になるなど問題化している。町内に大手企業や大手ショッピングセンターなどはなく、ほとんどが商店などの小売業で産業が形成されている。不動産が多いのは、土地所有者によるアパート経営が多いためである。町内には、卸売・小売業と不動産・物品貸借業が多い。

### 4) 開成町の商工業の特性

開成町は北部地域における農業、南部地域における工業、開成町周辺や主要な道路沿道における商業というように、それぞれの立地条件に対応して産業活動が営まれている。町中央部に明治ゴム化成と日本製紙クレシアという2つの大きな工場があり、産業もこの2社に富士フィルム先進研究所を加えた3社が中心となっている。かつては町役場周辺を中心に商店が立ち並んでいたが、マックスバリュ（旧ヤオハン）、ロピアといった大型店出店に伴い減少している。町内は、卸売業・小売業、不動産業・物品貸借業、飲食サービス業、医療福祉、生活関連サービス業が多い。

## (3) これまでの取り組み

### 1) 各町の取り組み

#### ①中井町の取り組み

##### ア) 地域防災計画の策定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき中井町防災会議が策定。

計画の目的は、中井町の地域に係る災害に関し、中井町及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、町民の協力のもとに、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

##### イ) 防災に関する基本方針

中井町における防災対策についての指針及び具体的な内容

- ・防災体制の充実（防災施設の整備、連携・応援体制の構築、消防・救急体制の充実、各種マニュアルの整備・習熟、外国人向け防災ハザードマップの作製）
- ・自主防災組織力の向上（防災リーダーの育成、地域での防災訓練の実施、町内事業所との連携・協力）
- ・災害につよいまちづくりの推進（計画的な土地利用の推進、防災空間の確保、道路・橋りょう等の安全対策、崖崩れ対策等の推進、ライフラインの安全対策等）

##### ウ) 防災に関する情報提供

中井町は、住民や避難所、救護拠点等への情報提供等にあたり、インターネット等の各種通信手段の活用を図っている。

- ・防災行政無線
- ・登録制あんしんメール
- ・町公式ホームページ
- ・町公式LINE
- ・町公式twitter

#### ②大井町の取り組み

##### ア) 地域防災計画の策定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、大井町防災会議が策定。

計画は、本町に係る災害対策について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する対策を定め、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、社会秩序の維

持と公共の福祉を確立することを目的とし、町の防災対策の基本を成している。

イ) 防災に関する基本目標

- ・「自助」「共助」「公助」による防災コミュニティ
- ・安心できる体制づくり
- ・将来にわたる災害に強いまちづくり

ウ) 防災に関する情報提供

当町は、防災行政無線をはじめ、複数の手段を用いて情報を発信している。

- ・防災行政無線、テレホンサービス
- ・町あんしんメール（登録制）
- ・町ホームページ
- ・町公式LINE
- ・防災アプリ
- ・広報車
- ・緊急速報メール
- ・データ放送

③松田町の取り組み

ア) 地域防災計画の策定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき松田町防災会議が策定。

計画は、本町に係る地震や風水害等の災害対策について町及び関係機関が対応すべき事務又は業務について総合的な指針を定めたものであり、この計画を基に災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的、計画的に実施することにより、地域と町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とし、町の防災対策の基本を成している。

イ) 防災に関する基本指針

松田町における防災対策についての指針及び具体的な内容

- ・防災体制の充実（協定の締結、各種マニュアルの整備）
- ・自主防災組織力の向上（自主防災組織の育成支援、防災訓練の実施）
- ・防災施設の整備等の推進（防災備蓄品の整備、防災情報提供設備等の整備）
- ・災害につよいまちづくりの推進（耐震改修促進計画の推進、耐震診断・改修の推進）

ウ) 防災に関する情報提供

当町は、防災行政無線をはじめ、複数の手段を用いて情報を発信している。

- ・防災行政無線、テレホンサービス
- ・あんしんメール（登録性メール）
- ・町公式LINE
- ・町公式ホームページ
- ・町公式twitter

④開成町の取り組み

ア) 地域防災計画の策定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき開成町防災会議が策定。

計画は、町地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会秩序の維持と公共福祉の確保を図ることを目的とし、町の防災対策の基本を成している。

イ) 防災に関する基本方針および具体的な内容

- ・「自助」「共助」「公助」による取組の強化
- ・企業事業所、団体等の多様な主体との連携
- ・自主防災組織の育成強化
- ・被害を最小化する減災に向けた防災対策の充実

- ・地震防災対策の推進
  - ・耐震化の促進
  - ・総合的な風水害対策の推進
  - ・要配慮者及び避難行動要支援者対策の推進
- ウ) 防災に関する情報提供
- ・地域防災ネットワークシステムの形成
  - ・情報伝達媒体の多様化等、様々な通信手段の確保
  - ・平常時から情報伝達体制について整備

- 2) 当会の取り組み
- ・事業者BCPに関する国の施策周知
  - ・事業者BCPに必要な損害保険への加入促進

## II 課題

当会においては、事業者の事業継続力強化計画策定支援に対する取り組みは、国の施策普及の広報・周知活動にとどまっており、小規模事業者に災害リスクを認識させ、事前対応の必要を周知する活動が充分とはいえなかった。

小規模事業者においては、災害時における情報収集手段や、避難場所、事業者の責務等、事業継続に関する知識が充分ではない。

また、感染症対策においては、管内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

### ①事業継続力強化面での目標

- ・管内小規模事業者に対し、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業者BCP策定の必要性を周知する。
- ・小規模事業者に対し、「事業継続力強化計画」策定の支援を行う。
- ・事業継続計画は運用が重要なため、事業者BCPの策定支援を行った小規模事業者に対しフォローアップを行い、計画のPDCAサイクルを回す。

### ②発災・感染症発生時の被害状況の把握や応急復旧活動面での目標

- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、管内各町と当会との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(実施目標)

	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
BCP策定支援事業者数	3	3	5	5	5
フォローアップ延べ回数	1	3	3	5	5
リスクファイナンス対策事業所数	3	3	5	5	5

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (認定日 ~ 令和9年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

足柄上商工会と中井町・大井町・松田町・開成町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

① 小規模事業者のリスク把握

経営指導時、ハザードマップなどを用いながら、事業所立地場所の自然災害のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明。事業者BCP(即時に取り組み可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

② 広報周知活動

町広報、当会会員宛DM、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

また、感染症等は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染状況も日々変化するため、事業者には、常に最新の正しい情報を入手して冷静に対応することを周知する。更に業種別ガイドラインに基づいて、感染拡大防止策について事業者への周知を実施する。

リスクファイナンス対策としては、リスク軽減のための損害保険等(自然災害の損害補償や感染症特約付き休業補償など)の紹介などを実施する。

③ 事業継続力強化計画・事業者BCPの策定支援

災害や感染症対策の必要性を認知した小規模事業者に対し、事業者BCPの策定を個別に支援(指導及び助言)する。また支援結果を基に事業者BCP策定事業者のリストを整備し、発災時の支援活動に役立てる。

2) 当会自身の事業継続計画(BCP)の作成

当会は、本計画と並行して「事業継続計画」を策定(別添)。

3) 関係団体との連携

・神奈川県商工会連合会の専門家派遣を活用し、小規模事業者を対象とした事業継続力強化計画の普及啓発セミナーやBCP計画策定支援、また、保険会社等と連携し、災害補償としての損害保険等の紹介等を実施する。

・関係機関への普及啓発ポスター掲示を依頼する。また、近隣商工会等、支援機関とセミナー等を共催する。

4) 事業継続力強化計画・事業者BCP策定後のフォローアップ

・事業継続力強化計画の策定支援を行った小規模事業者に対して、計画・取り組み・訓練等、計画の進捗状況を把握する。また、必要に応じて中小企業診断士等の専門家がフォローアップを行い、計画とのズレや課題の解消を支援する。

・(仮称)事業継続力強化支援会議(構成員:当会、管内各町、神奈川県商工会連合会)を開

催し、本事業の支援状況や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（マグニチュード7クラスの地震）や感染症が発生したと仮定し、中井町・大井町・松田町・開成町との連絡ルートの確認を行う。なお、訓練は当会が必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対策 >

発災時には、自分自身の安全確保を第一とする。身の安全が確保された上で、人命救助を最優先に取り組み、続いて下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、速やかに職員の安否確認、大まかな被害状況、参集可能人数等の確認を行う。  
※商工会BCPによりあらかじめ定めた安否確認システムを活用し確認を行う。  
役職員の安否を即座に確認。非常時連絡網による連絡（安否確認システムと同時に実施）により業務従事の可否確認。
- ・安否確認の後、確認結果や大まかな被害状況を当会と中井町・大井町・松田町・開成町で共有する。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、神奈川県の対処方針に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

・当会は、安否確認や大まかな被害状況等の確認・共有をした時点において、被害状況や被害規模に応じて応急対策の方針を協議、決定する。

被害規模	被害の状況	応急対策の想定
大規模被害あり	・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生。 ・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」「建物全壊・半壊」等、大きな被害が発生。 ・被害が見込まれる地域において、連絡が取れない、もしくは交通網が遮断され確認ができない。	・自身の安全確保を最優先。 ・相談窓口の設置および相談業務の実施 ・被害状況把握及び調査 ・地域の被災者救命に協力
被害あり	・地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生。 ・地区内 0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生。	・相談窓口の設置及び相談業務の実施 ・被害状況の把握及び調査 ・地域の災害対策に協力
ほぼ被害なし	・目立った被害の情報なし	・特別な対応なし

※被害状況の確認が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする

・本計画により、当会と中井町・大井町・松田町・開成町は、以下の方法によって被害情報等を共有する。

①情報共有

当会安否確認システム（WEB上に設置）の、各町行政の閲覧

②情報交換

時期	交換頻度
発災後～3日	1日に2回（11時・17時） ※2回目は必要に応じて実施
4日～2週間	1日に1回（11時）
3週間～1ヶ月	1週間に1回程度
1ヶ月以降	1ヶ月に1回程度

< 3. 発災時における連絡体制 >

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うため、次の仕組みを構築する。

1) 災害対策本部の設置

自然災害の被災状況の把握開始の基準としては、県が災害対策本部（第1次本部体制）を設置し、県（中小企業支援課）が各市町村及び商工会・商工会議所の連絡窓口へ連絡したときとするが、大雨、洪水等の警報が発表され、災害が拡大する恐れがあるときは速やかに応急対策に移行できるよう警戒する。

災害対策本部（第1次本部体制）設置基準	本部の設置基準
風水害等	(1) 大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、高潮警報、特別警報のいずれかが県下で発表され、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (2) その他状況により必要があるとき。
地震災害	(1) 「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に津波警報が発表され又は気象庁が県内最大深度5弱もしくは震度5強を観測発表し、若しくは震度情報ネットワークシステムで最大深度5弱又は震度5強を観測し、若しくは南海トラフ地震臨時情報を発表し、かつ、大規模な災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき。 (2) その他状況により必要があるとき。

2) 二次被害を防止するための被災地域活動の決定

二次被害を防止するため、被災地域での活動は被害状況を共有したうえで、災害対策本部の指示に従い活動方針を決定する。

3) 発災時における被害情報の連絡・共有体制について

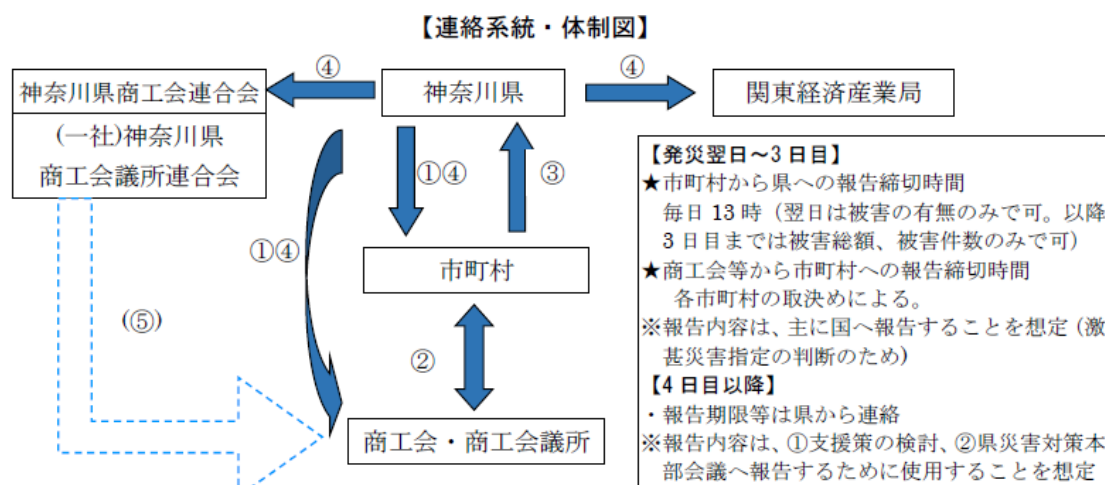
※詳細は令和2年1月31日付け企支2472号「発災時における中小企業の被害情報に関する連絡・共有体制の構築について(依頼)」による。

- ① 自然災害等による被災、又は甚大な被害が発生する恐れがあり、被害情報を把握する必要がある場合、県（中小企業支援課）は、市町村に被害情報の報告を依頼する。併せて、参考情報として、商工会・商工会議所に市町村に対し、報告依頼をした旨を連絡する。
- ② 市町村と商工会・商工会議所は、中小企業の被害情報等を共有する。
- ③ 各市町村は、商工会・商工会議所と情報共有を行いながら、県へ中小企業の被害情報等を報告する。ただし、緊急に把握する必要がある場合等、県が商工会・商工会議所に被害状況を確認することもある。）
- ④ 県は、各市町村からの報告をもとに県内中小企業の被害総額を推計し、国（関東経済産業局）・県災害対策本部会議へ報告する。併せて、市町村、商工会、商工会議所、商工会連合会、商工会議所連合会へとりまとめ結果を共有する。
- ⑤ 神奈川県商工会連合会・(一社)神奈川県商工会議所連合会は、取りまとめ結果をもとに、商工会・商工会議所に対し、商工会館等の被害状況や必要な支援などについて照会することがある。

(感染症)

- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と中井町・大井町・松田町・開成町が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。
- ・ 感染症の被害状況の把握開始の基準としては、県が対策本部を設置し、被害状況の把握の必要性を県で検討し、県（中小企業支援課）が各市町村及び商工会・商工会議所の連絡窓

口へ連絡したときとする。



※ 感染症の場合、報告期限、様式は都度定めて連絡する

- ・ 当会と中井町・大井町・松田町・開成町が共有した情報を、神奈川県に指定する方法(※)にて当会又は町より神奈川県へ報告する。  
※ 県の定める様式により、電子メールで報告するが、電子メールが使えない場合は、代替手段としてファックス等により報告する。
- ・ 当会と中井町・大井町・松田町・開成町は、県指定様式に基づき、被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

#### 4) 商工会非会員の被害情報を収集するための取り組み

- ・ 神奈川県商工会連合会より提供される新設企業情報や神奈川県及び中井町・大井町・松田町・開成町と連携するなど、事業者情報を収集し、あらかじめ非会員の名簿を整えておく。
- ・ 必要に応じて、地域小規模事業者の調査を実施し、非会員の名簿を整える。

#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

##### ・ 相談窓口の開設

当会は、中井町・大井町・松田町・開成町との協議の上、安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。国・県より相談窓口の開設要請があった場合も同様に相談窓口を設置する。

##### ・ 優先する支援業務

商工会BCPに記載の通り、応急対応時には以下事業を優先して実施する。

- ① 金融支援：事業継続に不可欠な資金繰り支援等
- ② 共済・保険等の契約状況確認、手続支援
- ③ 労務・税務支援：雇用や給与等の相談対応等
- ④ 意見具申：地域小規模事業者や地域の状況報告、支援策要望等

##### ・ 被災事業者への施策周知

被災事業者向け施策(国や都道府県、町の施策)について地区内小規模事業者等へ周知する。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 神奈川県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を神奈川県、神奈川県商工会連合会等に相談する。

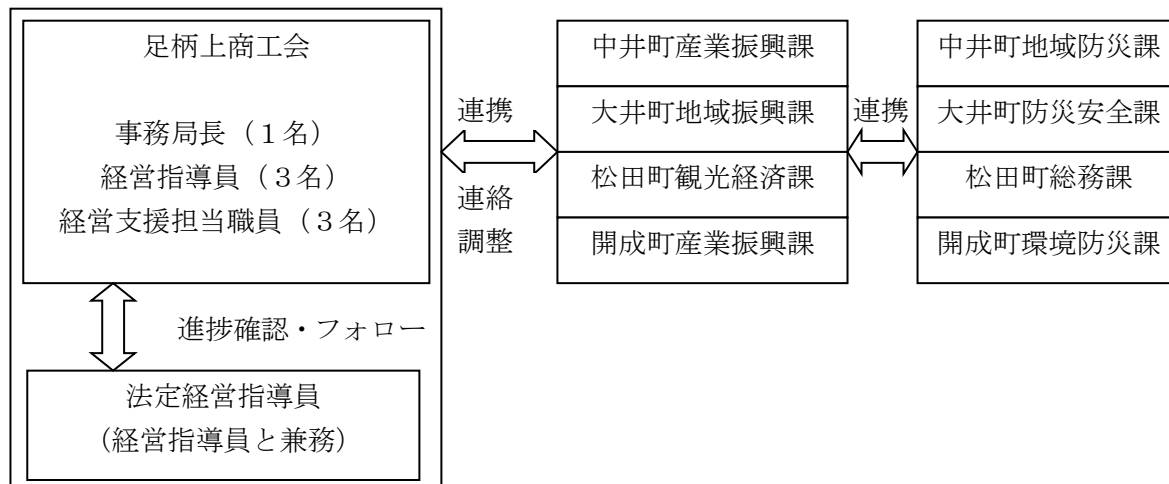
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年2月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 津田昌賦（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

① 商工会／商工会議所

足柄上商工会

〒258-0003 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2083-2

TEL：0465-83-3211 FAX：0465-83-3213

E-mail：ashikami@k-skr.or.jp

② 関係市町村

中井町役場 産業振興課

〒259-0197 神奈川県足柄上郡中井町比奈窪56番地

TEL：0465-81-1115 FAX：0465-81-4676

中井町役場 地域防災課

〒259-0197 神奈川県足柄上郡中井町比奈窪56番地

TEL：0465-81-1110 FAX：0465-81-1443



大井町役場 地域振興課  
 〒258-8501 神奈川県足柄上郡大井町金子 1995  
 TEL : 0465-85-5013  
 大井町役場 防災安全課  
 〒258-8501 神奈川県足柄上郡大井町金子 1995  
 TEL : 0465-85-5013

松田町役場 観光経済課  
 〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2037  
 TEL : 0465-83-1228  
 松田町役場 総務課安全防災担当室  
 〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2037  
 TEL : 0465-84-5540

開成町役場 産業振興課  
 〒258-8502 神奈川県足柄上郡開成町延沢 773  
 TEL : 0465-84-0317  
 開成町役場 防災安全課  
 〒258-8502 神奈川県足柄上郡開成町延沢 773  
 TEL : 0465-84-0326

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
セミナー開催費	30	30	30	30	30
専門家派遣費	300	300	300	300	300
訓練等対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
補助金、会費収入、事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあっては、その代表者の氏名

連携して実施する事業の内容

- ①
- ②
- ③
- ・
- ・
- ・

連携して事業を実施する者の役割

- ①
- ②
- ③
- ・
- ・
- ・

連携体制図等

- ①
  
  
  
  
  
  
  
- ②
  
  
  
  
  
  
  
- ③